

## 商品概要説明書

成年後見支援貯金無利息型＜決済用＞

(令和8年4月1日現在)

|  |  |
|--|--|
| 商品名                                      | ・成年後見支援貯金無利息型＜決済用＞   |
| ご利用いただける方                                | ・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設における「指示書」の発行を受けた方。  |
| 期間                                       | ・期間の定めはありません。  |
| 預入方法<br>(1) 預入方法<br>(2) 預入金額<br>(3) 預入単位 | ・当 J A の口座開設店 (所) でのみ、預入できます。<br>・1円以上<br>・1円単位  |
| 払戻方法<br>(1) 払戻方法<br>(2) 払戻金額<br>(3) その他  | ・当 J A の口座開設店 (所) 窓口でのみ、払戻しできます。<br>・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。<br>・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。<br>・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。   |
| 利息                                       | ・無利息となります。   |
| 手数料                                      | ・この貯金口座の開設、維持・管理にかかる費用として (定時自動送金または振替サービス「振込」を利用する場合を含みます。)、当 J A 所定の手数料 (取扱手数料および振込手数料) ががかかります。   |
| 付加できる特約事項                                | ・定期交付金の支払手段*として、定時自動送金または振替サービス「振込」の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。<br>※生活費等 毎月一定額を、別途成年後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。   |
| 貯金保険制度<br>(公的制度)                         | ・貯金保険制度により全額保護されます。  |
| 苦情処理措置および紛争解決措置の内容                       | 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A 本支店または総合リスク管理室 (電話: 044-877-2186) にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。<br>また、J A バンク相談所 (電話: 03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。<br>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 総合リスク管理室または J A バンク相談所にお申し出ください。<br>神奈川県弁護士会紛争解決センター (電話: 045-211-7716) |
| その他参考となる事項                               | ・1人1口座とします。<br>・キャッシュカードは発行いたしません。<br>・ATM (現金自動貯払機) を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理する ATM を利用した入金と記帳のみ可能です。<br>・通帳に記帳いただいている明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 11 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。   |

詳しくは窓口にお問い合わせください。